介護老人保健施設 管理者 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長 (公 印 省 略)

無料低額老健施設利用事業に係る実施状況について(依頼)

平素から、高齢者福祉の推進については、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業(「無料低額老健施設利用事業」)について、厚生労働省から調査依頼がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、別紙様式によりご回答くださいま すようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和6年12月18日(水)
- 2 提出方法 下記担当者あてメール又はFAXによる
- 3 留意点
- (1)調査対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日です。
- (2) 実施されていない場合は「該当なし」と記載してお送り下さい。
- (3) 集計結果については、国において、自治体別に公表される場合があります。
- ※「無料低額老健施設利用事業」とは、「生活保護を受けている入所者数(第1段階)」と「生活保護は受けていないが低所得により介護サービス費等の10%以上の減免を受けている入所者数(第2、3段階)」の合計数が、全体の入所者数の10%以上を占めている法人が該当します。
- ※別紙様式の電子データは、島根県ホームページに掲載しています。

島根県高齢者福祉課のトップページ> 介護保険【事業者向け】> 施設サービス> 介護老人保 健施設> 事業者向けの掲示板

島根県健康福祉部高齢者福祉課

施設サービス係 矢田

TEL: 0852-22-5235 FAX: 0852-22-5238

yada-wakaba@pref.shimane.lg.jp